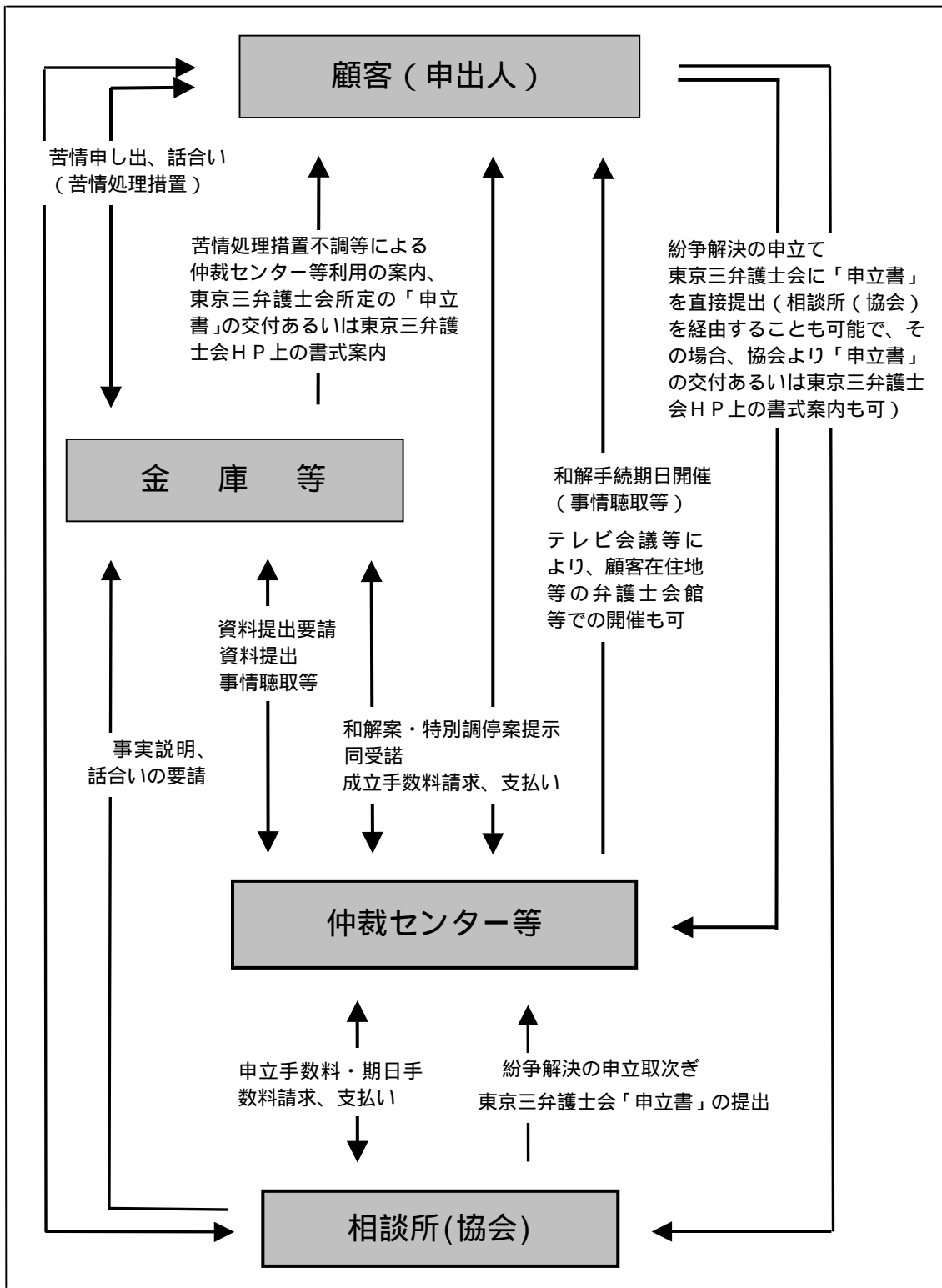


苦情処理・紛争解決支援対応の流れ（フロー図）



(注)・ の苦情処理措置を経ることが紛争解決措置利用の要件ではない。したがって、顧客は直接東京三弁護士会に申立て（ の手続）を行うことができる。  
 ・ 協会に顧客から弁護士会利用の申し出があった場合、協会が の手続を行い、別途、該当金庫にその旨連絡するほかは、 以下について、上記フローのとおりの手続となる。